



韓国IPG Information

発行：2010年12月

韓国IPG事務局（JETRO ソウル・センター）

目次

< 韓国IPGの活動 >

➢ 第3回IPGセミナー 1頁～4頁

➢ 税関模倣品真贋判定セミナー 5頁

< IPを知ろう。 >

➢ お知らせ 6頁

➢ 韓国IPニュース 7頁

➢ 「新・知財最前線は今」
— ドット・コムを取り戻せ — 8頁

韓国IPGへのメンバー登録

[www.jetro-ipr.or.kr/
admin/files/IPG_mem.pdf](http://www.jetro-ipr.or.kr/admin/files/IPG_mem.pdf)

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

韓国IPG事務局

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ソウル・センター知的財産チーム

電話／02-3210-0195

e-mail／jetroiprseoul@gmail.com

榎本吉孝（エノモト・ヨシタカ）

曹恩実（ソウ・ウンシル）

趙乾東（チョウ・ゴンドン）

池崎麻理絵（イケザキ・マリエ）

韓国IPGの活動

● 『第3回韓国IPGセミナー』を開催しました。



日時：11月15日（月）

午後2時～6時

（6時より交流会）

会場：ベストウエスタンプレミア・
ソウルガーデンホテル2階

参加者数：65名

❖ 開会の挨拶	長井正成・SJC理事長、遠藤重勝・SJC知的財産委員長
❖ 韓国特許庁との連携強化	李秀元（イ・スウォン） 韓国特許庁長のご講演 「商標権特別司法警察隊の推進現状と重点推進課題」 / 韓国特許庁・産業財産保護課長 カン・ギョンホ 氏
	「インターネット模倣品取締りシステムの構築・運営状況」 / 韓国産業財産権保護協会本部長 イ・ミンゼ 氏
❖ 本社・知財部から韓国支社へのメッセージ	「製造業を取り巻く知財トレンドと台頭する中国のIPリスク」 河本 健二氏・日本知的財産協会副理事長（日産自動車）
	「各業界における韓国での知的財産戦略と現地社員への期待」 ＜パネルディスカッション＞ - 河本 健二氏（日産自動車株式会社 知的財産部長） - 小藺江 健一氏（バンダイ 法務・知的財産部GM） - 吉原 利樹 氏（東芝 知的財産部長附） - 駒井 慎二 氏（住友大阪セメント 知的財産部 担当副部長）
	日本本社の知財部担当者との意見交換

事務局より

今年も残すところあとわずかです。韓国IPGにとってこの一年は、グループ発足の記念すべき年であるとともに、セミナーの開催（3回）、税関真贋セミナーの開催、IPG Information（日本語版・韓国語版）の発行など、目まぐるしい一年でありました。

遷都 1300 年を迎えた日本の奈良では、日本と韓国の特許庁長官が長官会合が開催されました。（12月1日（水）。翌2日（木）には日中韓長官会合も開催。）知的財産の分野においても、ますます日韓、日中韓の関係は深まっていくと期待されます。

皆様にとって、この1年はどんな1年でしたでしょうか。

「韓国IPG・Information」に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

● 第3回 韓国 IPG セミナー (講演内容)



第1部：韓国特許庁との連携強化



李秀元・韓国特許庁長のご講演(左の写真)では、SJCから韓国の知的財産制度改善について毎年、建議を頂いていること、商標権特別司法警察隊の導入もSJCの後押しのお陰であったことにつき、感謝の意が述べられました。そして、SJC・日本企業とは良きパートナーとして共に走っていきたいと、李・庁長の趣味であるマラソンを例に語られました。

商標権特別司法警察隊が9月に韓国特許庁に発足しました(右の写真。15名)。カン・ギョンホ産業財産保護課長より、警察隊は、商標権を侵害する模倣品に対して押収・捜索・拘束などの権限を行使することや、警察・検察・自治体との連携体制、2012年には32人体制に拡大する方針が説明され、日系企業の要求を踏まえた取締りも企画していくとのことでした。



ネット上で流通する模倣品を24時間監視するシステム(IPOMS)を韓国知識財産保護協会が構築、昨年12月より運営しています。同協会のイ・ミンゼ本部長より、その仕組みや取締り状況、今後の計画として、中国サイトへの拡大、サイト上のイメージからのキーワード抽出による監視などが説明されました(右図)。



商標権特別司法警察隊やIPOMSのような韓国政府の模倣品対策システムにより日本企業製品の模倣品が取り締まられ、また、日本企業もこれを積極的に活用することが必要です。

韓国IPGは、同警察隊および同協会との間で「韓国における知的財産の保護強化に向けた協力」を書面により締結しました(左の写真)。日本企業が模倣品を発見したときに迅速に取締りが実施されるよう連携することはもちろん、同警察隊および同協会では取締りに必要な情報(日本企業の製品に関する情報)が少ない状況であるため、日本企業からの積極的な協力も求められています。

第2部： 本社・知財部から韓国支社へのメッセージ

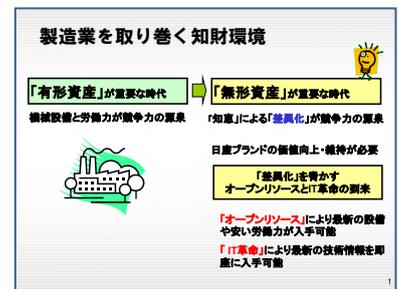
韓国駐在員が本社の知的財産担当者と会い、本社との連携手法などの意見交換により、本社が駐在員に求めることは何かを知りたいとの要望が、韓国IPGに寄せられていました。そこで、日本から各業界の本社・知的財産部を代表して4名の方にお越し頂き、『各業界における韓国での知的財産戦略と現地社員への期待』をテーマに、ご講演を頂きました。

(写真：左から、河本健二氏、小菌江健一氏、
吉原利樹氏、駒井慎二氏。
代表団を派遣して頂きました日本知的財産協会様には、ご協力に感謝申し上げます。)



○ 河本 健二 様 (日産自動車 知的財産部長 / 日本知的財産協会・副理事長)

『**製造業を取り巻く知財トレンドと台頭する中国のリスク**』をテーマに、製造業でも、競争力の源泉が機械設備や労働力(=有形資産)から、知恵による差異化(=無形資産)に移っていること、中国市場が拡大するなかで中国民族系の特許出願も増加しており中国の訴訟制度が企業にとってリスクになり得ること、などが説明されました。



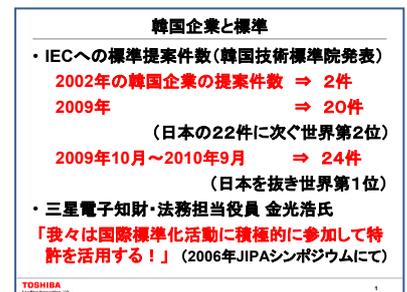
○ 小菌江 健一 様 (バンダイ 法務・知的財産部ゼネラルマネージャー)

『**バンダイにおけるキャラクタービジネスと知財保護**』をテーマに、初代「たまごっち」の模倣品対策の問題点分析と復刻版投入時の戦略、ガンダムのプラモデルの商標権を巧妙に侵害回避した中国の模倣品に対する同社の対抗策が説明され、守るべきビジネスについてのタイムリーな対策のために現地とのコミュニケーションが重要と指摘されました。



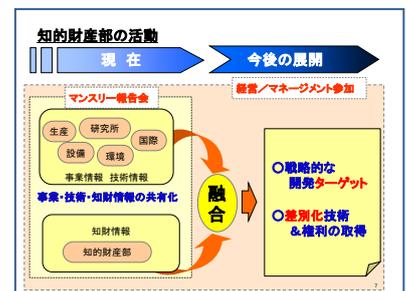
○ 吉原 利樹 様 (東芝 知的財産部長附)

『**韓国知的財産に関する電機業界の関心事項**』をテーマに、電機業界では、自社技術の「標準化」が重要であり三星電子も積極的に戦略展開していることや、技術流出の防止が課題であり半導体分野の日韓地位逆転の一因にもなったことが説明され、営業秘密が法的に保護される要件などについて解説をいただきました。



○ 駒井 慎二 様 (住友大阪セメント 知的財産部 担当副部長)

『**事業戦略と特許戦略の融合**』をテーマに、競合他社の動向は特許情報から探ることができ、「特許情報」の分析結果に自社の「事業情報」を融合させ練り上げることで自社の「事業戦略」に貢献できること、すなわち、特許情報と事業情報を融合・練り上げる強い「知財力」が「企業力」の優位性を高めるものであることが、説明されました。



< 本社が、現地法人・駐在員に期待すること… >

4名の各業界の代表者の方には、ご講演の中で、本社が現地法人・駐在員に期待することにも触れて頂きました。韓国・日系現地法人の駐在員のほとんどは知的財産の専門家ではないため、駐在員に対する本社の期待としても、専門的な知的財産活動ではなく、本社と連携することを前提とした現地対応であると感じられました。

1 情報収集と本部との連携

各業界で必要とされる情報や本社との連携内容も異なっているようです(以下①~④)。そして、駐在員には「韓国フロントラインとしての情報発信」や「会社ビジネスの方向性の提案」などが期待されています。

- ① 模倣品に関する的確でタイムリーな情報(市場調査や税関など取締り機関との連携)
- ② 他社製品による自社特許の侵害の発見(自社の特許技術の理解と、他社製品の監視)
- ③ 韓国の競合他社の事業動向(特許情報の分析結果をもとに競合社の戦略を把握)
- ④ 韓国の制度的リスクの最新情報(国の政策や訴訟の状況などの情報を伝達)

2 現地法人での知的財産管理

営業秘密管理などのマニュアル・規定の整備と履行(人材管理、秘密保持契約の締結)、それによる技術流出の防止など、現地法人で必要となる知的財産管理も求められました。

3 現地スタッフの知的財産への意識高揚、教育

社内での営業秘密管理のほか、営業先での模倣品の発見や競合他社のパンフレットを見て特許侵害を発見するためには、現地法人の職員全体が自社の知的財産に対する意識を持って業務にあたること、つまり、現地法人の「知財力」を持つことが必要と考えます。



駐在員の皆さまには、以上のような点を参考として頂くとともに、情報収集や現地法人の知財管理体制の構築などでは、韓国IPGを積極的にご活用いただければと思います。

以上、ご講演を頂きました皆さまに、あらためて感謝申し上げます。

第3回韓国IPGセミナー

日時: 2010年11月15日(月) PM14:00~PM18:00
 場: ベストウェスタンプレミア・ソウルガーデンホテル 2階 ムダンファ<C>ホール
 主催: 日韓知的財産委員会、日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル・センター

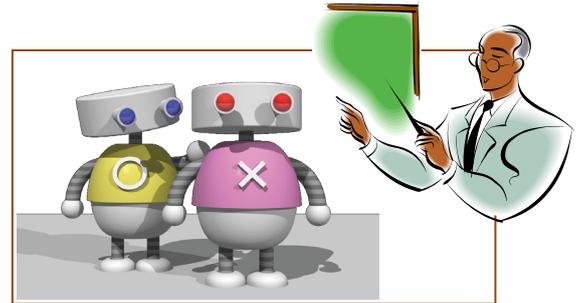
● 仁川税関で「模倣品真贋判定セミナー」を開催

日系企業製品の模倣品の輸出入、韓国 I P G で防止する

- 真贋判定の要領を仁川税関の職員に教授するセミナーの開催 -

韓国 I P G では、韓国関税庁傘下の貿易関連知識財産協会 (T I P A) と共催で、12月10日午後仁川税関の職員を対象とした「模倣品真贋判定セミナー」を、仁川港湾公社コンベンションホールにおいて開催しました (日本の経済産業省の補助事業)。

この模倣品真贋判定セミナーは、日系企業の商標権担当者が自社製品の模倣品真贋判定の要領について、税関の調査担当職員を対象として直接に研修を実施し、税関職員による通関時の取締りが、徹底的かつ効果的に行われるようにすることを目的としており、今回は、中国からの輸入が最も多い仁川税関で開催いたしました。



今回の参加企業は、ポケモン・コリア、サンリオ (キャラクター商品)、ソニー (電子メーカー)、グローブライド (釣具、レジャー用品など)、ゴールドウィン (アパレル:アウトドアブランドのノースフェイス)、白光 (半田ゴテなど) の6社で (うち3社は、日本から担当者が参加)、自社製品の模倣実態と、真贋判定方法に関する詳しい説明を行って頂

きました。参加した企業のご担当者からは「現場で取締りを行っている税関職員に直接説明できることは良い機会であり、取締り現場の雰囲気も感じられた」、「韓国税関の職員からの質問が多く、熱意が感じられた。模倣品の輸出入の防止効果が期待できる」、「自社の真贋識別手段も工夫しなければならない」などの感想を頂き、今後も協力したいと話されました。

税関職員からは、「これまで日系企業は、米国や欧州の企業と比べてアピールが少なかったため、通関の際に日系企業の製品に関心を持たなかった傾向もある。今回のセミナーを通じ、日系企業の模倣品も多いことが理解できた」、「怪しい製品を発見した際、連絡先がなければ連絡できない。税関への商標登録を行ってほしい」、「海外から輸入された模倣品のために、韓国のイメージが落ちるのは悔しい。徹底的に監視するので、どんどん情報を下さい」との声があり、徹底した取締りへの意思が見られました。

次回は 2011 年 3 月に開催予定

こうしたセミナーは、T I P A の会員企業を対象に従来より行われていましたが、韓国 I P G と T I P A の間で協議を続けた結果、今回、日系企業 (非会員を含む) 向けに時間の割当てを頂けたものです。

韓国 I P G は、韓国関税庁ならびに T I P A との協力をさらに強化するため、継続的な相互協力に関する合意を今後、書面で結ぶ計画としています。これにより、今回のような真贋判定セミナーを、今後は定期的に行うことができると期待されます。具体的には、2011年の3月に次回セミナーが開催できると思われますので、T I P A から開催日程などの連絡があり次第、参加募集のご案内をさせていただきます。

このほかにも、韓国 I P G は、韓国関税庁や T I P A の模倣品根絶施策に積極的に賛同・協力して活動し、日系企業製品の模倣品の根絶に努めてまいります。

お知らせ

韓国商標協会が発足しました（12月15日）

＜韓国商標協会＞が、韓国企業のブランド経営能力強化による強力な国家ブランド競争力の構築を目的として、12月15日に発足しました。

今後は、韓国企業のブランド経営能力強化を支援するため、国内外の商標・ブランド関連制度と経営実務に関する専門的な情報提供や、商標管理・ブランド経営の専門担当者の養成のための教育事業、国内外の商標・ブランド団体とのネットワークの構築などが進められる予定です。

PLTに関連した韓国特許法の改正案について公聴会が開催されました（11月29日）

PLT(特許法条約)は、各国で異なる国内出願手続きの統一および簡素化により、出願人の負担を軽減することを目的とし、手続き上のミスによる特許権の失効を回復する等の救済を規定した条約です。このPLTを韓国の特許法に反映するための改正方針が説明されました。例えば、外国語による特許出願などが新たに導入されることになります。

今後、2011年上半期に政府立法手続きの遂行し、同年下半期に国会へ提出、2012年下半期の施行を目標としています。

【特許法改正案の主な内容】

1. PLTを適用する出願および特許の範囲
2. 出願日認定要件の簡素化
3. 先の出願の引用を通じた外見上の明細書の代替
4. 出願日要件の充足可否および補完
5. 漏れた部分の後日提出
6. 出願時と出願日の概念
7. 翻訳文の提出と法的地位
8. 出願日認定後の手続き（正式出願手続き）
9. 公知例外、分割出願などの趣旨記載要件
10. 優先権主張の補正および追加
11. 優先権主張の回復
12. 国内優先権主張の要件の変更
13. 審査請求および出願公開の制限
14. 代理人の資格要件など
15. 期限の延長
16. 権利回復
17. 通知（公示送達）
18. 国際特許出願に関する特例規定変更
19. 国際特許出願について翻訳文主義から原文主義に転換

ちょっと休憩～☆
クロスワードパズル

1	D		2	E	
		5		6	
3	4				
7	B		C	A	

＜横のカギ＞

1. 自らの思想・感情を創作的に表現した人が、その創作物について独占的に利用できる権利
3. WIPO（世界〇〇所有権機関）本部はスイス ジュネーブ
6. 米国の特許制度に因るもので、出願審査に長期間を要した結果、対象となる技術が広く使用されるようになってから、突然現れ成立する〇〇マリン特許。
7. 特許出願時、これも願書に添付して特許庁に提出しなければなりません。

＜縦のカギ＞

1. 漢字で書くと「春川」。タッカルビが有名ですね。
 2. おでん、タッコッチ（焼き鳥）、果物も。〇〇に刺さって屋台で売っています。
 4. 韓国の六本木？！異国の雰囲気漂うイ〇〇オン。偽物商品が多く売られています。
 5. 韓国料理の代表選手、プルコギ。日本では〇〇〇〇と似ていますね。
- * ABCDEをつなげて下さい。答えは最後のページ下にあります。



韓国IPニュース

● 青少年の「著作権犯罪」初の減少傾向

9月6日、ハンナラ党議員が発表した「不法著作物の取締まり現状」の資料によると、青少年の悪質な著作権侵害の犯罪件数が今年初めて減少した。青少年による著作権侵害犯罪の比率は、2007年の11.1%から2009年には24.8%と毎年増加していたが、今年は5月末までで12.6%に減少しており、著作権委員会などは、年末まで3年前より低水準を記録すると予測している。起訴件数も同様に減少傾向にある。

2009年7月に、常習的な著作権違反の掲示板を閉鎖するとして法律改正案が社会的に話題となり、これが青少年に不法複製が法律違反であることを認識させる契機になったと考えられている。文化体育観光部は法務部と協力して、2008年8月に教育条件付きの起訴猶予制度を導入し、現在もこれを延長して施行している。

● パン、餅、寿司・・製造食品のデザインの権利化が相次ぐ

最近、パン職人のTVドラマの影響で「パン」をテーマにデザインが登録されるなど、メディアで話題になる製造食品のデザイン開発が活発化し、今後こうしたデザイン権確保の動きが高まると予想される。

韓国特許庁によれば2000年以降、多様な製造食品のデザインが総計1,770件出願されたことが分かった。デザイン保護制度では、新たに開発されたデザインを先に出願した者に権利が付与される。製造食品を製造・販売する場合は、事前に他人のデザイン権を侵害しないか確認する必要がある。流行性が高い製造食品のデザイン出願に対して韓国特許庁では、早期に権利を付与するため2008年からは無審査（方式的な審査のみ）で登録を可能とし、2010年からは出願後3ヶ月以内に審査が完了するようにしている。

● スターボックスで流すBGMは著作権侵害行為との判決

韓国音楽著作権協会がスターボックス・コリアを相手にした著作権侵害禁止請求訴訟で、ソウル高等裁判所は9月9日、「コーヒー専門店がBGMとして音楽を流す場合も著作権侵害の対象になる」と判断し、原告一部勝訴の判決を下した。著作権法施行令は「設備を揃えて音楽鑑賞することを主な営業内容の一部とする公演は、著作権料を支払わなければならない」と規定。先に地方裁判所は「スターボックスの主な営業内容は音楽鑑賞ではなく飲食物の販売である」と原告敗訴としていたが、今回の高裁の判決はこれを覆したものである。スターボックスは世界各国にあるが、唯一韓国だけ著作権料の支払いを回避してきた。

● 2012年までに韓国の「特許スター企業」を400社育成

韓国特許庁は、2012年までに1,200億ウォンを投じて、約4,600社の中小企業に知的財産の創出・保護・活用およびインフラ分野での支援を強化し、このうち優秀な400社を特許スター企業として選定・支援する強化策を発表した。特許スター企業とは、中小・ベンチャー企業で革新的な特許技術の事業化および特許経営を通じて地域経済を先導する企業。選定された企業は3年間、特許情報総合コンサルティングを通じて、先行技術調査、出願費用支援および試作品製作などオーダーメイド型プログラムで集中的な支援を受ける。過去3年間の特許スター企業は、一般中小企業と比べ、知的財産経営において優秀な成果を収めている。

● 飲食業や小売業などのサービスマークで、優先審査の申請が大幅に増加

優先審査とは、要件を揃えた場合に一般審査よりも優先的に審査される制度。自社が使用する、又は使用予定のサービスマークについて早期に登録可能か否かを確認でき、事業開始後に起こり得る商標権紛争の予防および事業の安定化にも得策であるため、積極的に活用されており、今後も順次増加すると思われる。

● 特許検索、スマートフォン一つでさっと素早く！

韓国特許庁はスマートフォン用の特許検索のアプリケーションと、モバイル専用ホームページ<モバイル特許庁>を開発、10月22日からサービス開始した。このサービスを利用すれば、身近な商品に記された特許出願番号や登録番号から、出願人や特許登録の有無、特許内容などを確認でき、特許の真偽を判断できる。また、先行特許の検索がどこでもできるようになり、弁理士や企業のR&D担当者、研究員の特許情報に対する意識向上が図れる。アンドロイドフォン用を先行発売、 아이폰用アプリは12月中に発売予定。

※ 詳細な記事、その他のニュースについては『韓国知的財産ニュース』をご覧ください。

URL : www.jetro-ipr.or.kr/news/news02.asp

ドット・コムを取り戻せ

File No. 26

『addidas.com』——。このドメイン名を登録・使用していた韓国人の尹氏に対し、世界的なスポーツ用品メーカーの adidas AG（ドイツ）が、ドメイン名の移転を求めて紛争を提起した。有名商標「adidas」に「d」を追加しただけの「addidas.com」は、ネット利用者がタイプミスでアクセスすることを狙った「typo（タイプミス）ドメイン」の一つである。「.com」のドメイン名は、国際的に管理されるドメイン（gTLD）であるため、「.kr」や「.jp」のような国別コードによるドメイン（ccTLD）の場合とは異なり、その紛争処理も国際的なルールに基づいて行われる。

ドメイン名は、インターネット上のアドレス（住所）という本来の機能を超えて、商標やサービスマーク、商号と同様に電子商取引における営業標識として機能しており、商標権との紛争が頻繁に生じています。

韓国で紛争になった日本商標のドメイン名の例

pioneer.co.kr / fanuc.co.kr / isetan.co.kr / oki.co.kr /
epsonmall.com, epon-ink.net, eponx.com, eponstore.co.kr
/ uniolokorea.com, uniolochina.com, uniol.org /
morinaga.co.kr / sonybank.com / sanrio.co.kr

(1) 裁判か、調停か

こうした紛争は従来、法院（裁判所に相当）で司法制度を通じて解決されてきましたが、国際的なルールとして「統一ドメイン名紛争処理方針（UDRP）」が定められた 1999 年以降は、調停・仲裁などの裁判外紛争解決手続により解決することがさう勢となっています。

調停の申立ては、ドメイン名の登録人が韓国人である場合、gTLD ドメイン名に関しては「アジア地域のドメイン名紛争仲裁機関（ADNDRC - Seoul Office）」に、また、ccTLD ドメイン名に関しては韓国の「ドメイン名紛争調停規定（KDRP）」に基づいて「（韓国）インターネットアドレス紛争調停委員会（IDRC）」に韓国語で行うことが、最も迅速で経済的な方法です。

調停の申立ては、ドメイン名登録情報にある登録人のメールアドレスに強制調停申立書を電子送達するだけで足り、それにより、当該ドメイン名の権利移転などが禁止されます。一方、法院に訴訟を提起する場合、登録人の氏名や住所の把握が困難なケースで、ドメイン名の処分を防ぐ目的で別途に保全処分訴訟が必要という煩わしさも伴うため、調停手続を利用した方が有利です。

(2) 「抹消」と「移転」

調停の場合、商標権者は、「UDRP」や「KDRP」のルール

に基づいて対象ドメイン名の登録の「抹消」決定、または商標権者への「移転」決定を求めることができます。しかし、登録を抹消しても、その後すぐに他人に同じドメイン名を登録されるおそれがあります。そこで、韓国をはじめ多くの国々は「ccTLD」に対する抹消決定後には、商標権者が優先的に登録できるようにしていますが、「gTLD」に関しては商標権者に当該ドメイン名の確保が保障されておらず、商標権者に非常に不利であることに注意すべきです。

韓国裁判所での新たなルール

さて、ドメイン名登録の抹消または移転を命じる調停決定に対して、登録人から不服訴訟が提起されると、争いの場合は法院に移り、調停ルールを定めた「UDRP」や「KDRP」規定は機能しなくなります。商標法や不正競争防止法には「移転」の規定は無く、法院はドメイン名の使用差止または登録抹消の判決を下すばかりで、商標権者には紛争解決に少なからぬ困難がありました。

こうしたなか、韓国は昨年に関連法を改正し、ドメイン名などの登録の「抹消または移転」を法院に請求できるようにしました。しかし、この韓国の法律が「.kr」などの「ccTLD」紛争において準拠法になることに異論の余地はないとしても、「.com」などの「gTLD」紛争においても適用できるかについては明確ではありませんでした。

addidas.com 事件は、こうした状況で起こりました。adidas AG は、尹氏を相手に強制調停申立てを提起し、登録「移転」決定を得ましたが、尹氏は、これを不服とする訴訟をソウル中央地方法院に提起したのです。

法院は、「gTLD」紛争であるこの事件にも「インターネットアドレス資源に関する法律」を適用して、ドメイン名を商標権者に移転するよう判決を下し、この判決は確定しました。こうして、下級審判決ではありますが、「gTLD」紛争に対しても商標権者にドメイン名を「移転」する判決を韓国の法院が下すことができるルールへと、一歩前進したのです。

＜今回の解説者：韓国 IPG 協力メンバー＞

特許法人和友 李 徳宰 弁理士

1966 年生まれ。韓国外国語大学法科大学法学士、大韓弁理士会教育理事、韓国特許庁国際特許研修院講師、特許庁弁理士資格審議委員会委員、特許庁商標政策諮問委員、韓国ドメイン名紛争調停委員会調停委員、アジアドメイン名紛争調停委員会調停委員

（監修：日本貿易振興機構＝ジェトロ＝ソウルセンター 副所長 榎本吉孝）

クロスワードパズルの答え：シヨクヨク（食欲）

<< The Daily NNA 【韓国版】紙上で毎月第 2 水曜に連載 >>

